

# 育児・介護休業法が変わりました！ (平成 22 年 6 月 30 日施行)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法が改正され、一部の規定を除き、平成 22 年 6 月 30 日から施行されました。そのため、以下の内容について規定を整備する必要があります。

## ● 改正育児・介護休業法のポイント

### ☑ ① 育児休業制度

#### 【解説】

父親も子育てができる働き方の実現を図るため、次のように改正されました。

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が 1 歳から 1 歳 2 か月に達するまで延長できる。
- ・妻の出産後 8 週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得を可能とする。
- ・労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

### ☑ ② 子の看護休暇制度

#### 【解説】

養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日とされます。また、子に予防接種（インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれます）又は健康診断を受けさせることが取得事由として追加されました。

### ☑ ③ 介護休暇制度

#### 【解説】

要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令（※）で定める世話を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日を限度として、介護休暇を取得することができます。

※「その他の厚生労働省令定める世話」とは、①対象家族の介護、②対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

### ☑ ④ 短時間勤務制度の措置

#### 【解説】

事業主は 3 歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが義務づけられました。短時間勤務制度は、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含むものとしなければなりません。「原則として 6 時間」とは、1 日の所定労働時間を 6 時間とすることを原則としつつ、通常の所定労働時間が 7 時間 45 分である事業所において短縮後の所定労働時間を 5 時間 45 分とする場合などを勘案し、短縮後の所定労働時間について、1 日 5 時間 45 分から 6 時間までを許容する趣旨です。

### ☑ ⑤ 所定外労働の免除

#### 【解説】

3 歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合には、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはならないこととなりました。

## ● 様式、資料等のご案内

- ・改正育児・介護休業法の概要、今後の最新の情報は厚生労働省ホームページ、茨城労働局ホームページをご覧ください。
- ・ホームページでは改正育児・介護休業法（平成 22 年 6 月 30 日施行）にかかる省令・指針・通達・パンフレット・規定例等をダウンロードすることができますので是非ご活用ください！

### ➤ 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

### ➤ 茨城労働局ホームページ

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/index.html>

## ● 改正育児・介護休業法のお問い合わせ先

茨城労働局雇用均等室

〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31

電話：029-224-6288

FAX：029-224-6265